

意見書等

(意見書)

議員提出議案第1号

道路特定財源の一般財源化と暫定税率廃止を求める意見書(否決)

政府は、今後10年間で59兆円という「道路の中期計画(素案)」を前提に、道路特定財源制度と暫定税率の10年間延長を提案している。道路特定財源制度ができてから54年、暫定税率が導入されてから34年がたち、国がむだな道路をつくり続ける「自動装置」となっているこれらの制度を、この先10年間も延長する道理は全くない。

「道路の中期計画(素案)」の半分は、全国約1万4000キロメートルの高規格幹線道路を初めとした基幹ネットワークや約7000キロメートルの地域高規格道路などの高速道路整備が占めており、政府が道路特定財源の口実にあげる「開かずの踏切対策」などは、計画全体の数%にすぎない。総額先にありきの「道路の中期計画(素案)」は撤回すべきである。

多くの地方自治体は、小泉内閣以来の地方交付税削減などにより財政の逼迫にあえぎ、大変な苦勞を強いられている。生活を支える財源が不足し、住民の負担増や制度の後退を余儀なくされている。

今必要なのは、道路だけを特別扱いする硬直した仕組みを改めることであり、道路特定財源を一般財源化し、地方の裁量で社会保障にも教育にも道路にも使えるようにすることである。

暫定税率による上乗せ部分は、むだな道路づくりを加速させる役割を果たしてきたものであり、撤廃すべきである。特定財源と暫定税率をなくし、その財源確保のため、法人税及び高額所得者の所得税の減税廃止分の約3兆3000億円を初め不公平税制の是正で生み出される財源の一部を充て、特に地方の財源不足約1兆円は国が全額補てんすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月29日

議員提出議案第2号

道路特定財源の確保に関する意見書(可決)

道路整備の財源となる道路特定財源は、国だけでなく地方にとっても非常に貴重な財源であり、本市においても、市民のニーズを踏まえ、これまで道路特定財源を投入し、市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行ってきた。また、市民が道路を使うという視点から多大な一般財源を投入して除雪を行い、冬季における雪の障害を取り除いているところでもある。

現在、道路特定財源の暫定税率などの時限措置が大きな議論となっているが、仮に延長されない場合は、地方においては約9000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では約18億円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。また、道路特定財源が過去の道路整備の起債償還に充当されていることを勘案すると、一般財源からの充当を行う必要が出てくることから、借入金返済のためのさらなる借り入れという事態や、福祉や教育といったその他の行政サービスの財源を圧迫する危機的事態も想定されるところであり、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

平成15年度以来、地方交付税が減額される中、今後の地方自治体の安定的財政運営の確保のため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 真に必要な道路の整備・管理を確実に実施するために、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させること。
 - 2 地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、財政基盤の脆弱な自治体に配慮した交付率の引き上げや交付対象を拡大するなど制度の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 2月29日
